

防犯パトロール隊の活動について

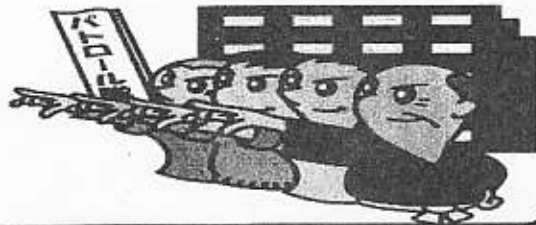
千葉県は、平成24年まで10年連続で刑法犯認知件数を減少させることができました。この要因として地域住民皆さんによる自主防犯パトロール活動が挙げられます。安全で安心な地域社会の実現のため、自主防犯活動に参加して防犯の輪を広げましょう

防犯パトロール隊の活動には、**一般的なパトロール**、愛犬の散歩の際の**ワンワンパトロール**、ウォーキングしながら、買い物に行きながら行う**ながらパトロール**など、地域及びパトロール隊ごとに、様々な活動があります。

防犯パトロールは継続することが大切です。

「気楽に、気長に、危険なく」

をモットーに続けましょう。



まえばら



平成二五年五月号
船橋東警察署 前原交番
電話 〇四七(四七八)五五五〇
作成者 佐藤貴彦

巡回連絡に御協力を

巡回連絡は、交番や駐在所などで勤務している警察官がご家庭や会社などを訪問して、

- 地域で発生している事件や交通事故に関する情報提供
- 家の周りや玄関ドア、窓などを点検して防犯アドバイスのほか、警察に対するご意見やご要望

をお聞きするための活動です。また、巡回連絡の際には「巡回連絡カード」の作成をお願いしております。巡回連絡カードは、事件事故などで警察が一刻も早く連絡を取らなければならぬ場合に活用されています。巡回連絡カードの作成に御協力をお願いします。



犯罪被害者支援に関するご案内

犯罪の被害者やご家族の受けた心の傷に対し、精神的なケアを行う「千葉県警察犯罪被害者ケアワンチーム（通称アクト）」が活躍しています。一人で悩まず、事件を担当した警察官に「アクトの人をお願いします。」と声を掛けて下さい。

自転車の安全利用

5月は、自転車利用者の交通ルール遵守及びマナー向上を推進する「自転車月間」として、自転車の安全利用に関する広報啓発活動やキャンペーン等を県内各地域で展開します。

自転車に乗るときは「自転車安全利用5則」を守り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を徹底して、安全に利用しましょう。

自転車安全利用5則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子供はヘルメットを着用



前原交番事件簿

(三月一六日～四月一五日)

自転車盗 四件
車上ねらい 一件
オートバイ盗 一件
万引き 六件
侵入盗 一件
物損事故 二件
人身事故 三件

四件
一件
一件
六件
二件
三件